

は、十分な理由がない限りは、職務懈怠による選挙の自由妨害罪に問われる虞があるから、取扱いに公平を期すべきである。

なお、公営による文書その他選挙運動のための文書でないものの掲示がさしつかえないことは、当然である。



## 第十章 特殊な選挙運動の禁止

### 一 趣 旨

單に候補者の氏名等を連呼する行爲や氣勢を張る行爲等は、特定候補者の氏名を特に選挙人に印象づける効果があり、相当有效な選挙運動の方法である。しかしこれらの行爲は、候補者の政見を選挙人に周知徹底させるという選挙運動の本義から見れば、決して望ましい行爲ではない。しかもこれらの選挙運動には、多数の人を使用するから相当の費用と物資を要する実情に在り、且つはまたこれによつて選挙運動の品位を傷け、社会の静寂を害し一般人に多大の迷惑を及ぼしているので特例法ではこれらの行爲を禁止又は制限することとされたのであらう（特法二四）。

### 二 候補者の氏名等の連呼の禁止

(1) いかなる方法を以てするを問はず、選挙運動のために特定の議員候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を連呼することは禁止される（特法二四一）。但し、個人演説会又は街頭演説会告知のためにするものは、一定の条件のもとにおいてさしつかえない。



(2) いかなる行爲が「連呼」の觀念に入るかは明確でないが、この規定の趣旨や、演説会告知のための行爲が「連呼」になり得ることを予想している点等に鑑み、相当廣く解すべきである。過去の選挙において屢々見受けられた「何某候補者に投票をお願いします」と繰返す如きは明らかに該の選挙に當るものであるが、議員候補者の氏名以外の言葉が更に大部分を占める場合でも連呼と見るべき場合がある。又相當の時間的間隔を置いて行われる場合でも、計画的な一連の行爲と見られるときは、連呼の觀念に入り得るものであることは、戸別訪問の場合と同じである。

(3) 演説会告知のためにする連呼行爲は、一定の條件のもとにおいて禁止の対象とならない（特法二四一但書）。

(イ) 第一に個人演説会を開催する場合において、その実施一時間前からその場所において、当該個人演説会告知のためにする行爲は差しつかえない。「実施一時間前」とは、当該個人演説会開催の届出において定められた演説会開催の時間を基準とするものと解すべきである。終期については規定がないが演説会が終了するまでと解すべきである。

連呼行爲をする場所は、個人演説会を開催する場所に限定される。例えば学校において個人演説会を開催する場合に、校門において通行人に呼びかける行爲は許されるであろうが、そこを離れて路上においてすることは許されない。

(ロ) 街頭演説会を開催する場合において、その実施の場所において当該街頭演説会告知のため



する行為はさしつかえない。この場合には、個人演説会の場合のように「実施一時間前から」といふような規定はないが、その実施の何時間或は何日も前から、実施予定場所において連呼行為が許されるものでないことは勿論である。ただし、「その実施の場所」というのは現に街頭演説会を實施している場所を意味するものであるからである。実施の場所を離れて連呼することのできないことは個人演説会の場合と同様である。

### 三 氣勢を張る行為の禁止

(1) 何人も、選挙に関し、自動車を連れ又は隊伍を組んで往來する等氣勢を張る行為をしてはならない（特法二四二）。

(2) 氣勢を張る行為については、すでに選挙法においてもその第二百二十四條において、「選挙ニ関シ多衆集合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火、松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘鼓、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行為ヲ爲シ当該警察官又ハ警察吏員ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ從ハザル者ハ六月以下ノ禁錮又七千五百円以下ノ罰金ニ処ス」と規定している。この選挙法の規定はその具体的な例示を異にするけれども、窮極において氣勢を張る行為を禁止するものである点においては同じである。唯選挙法の規定においては、氣勢を張る行為を行うことによつて直ちに犯罪を構成するのではなく、警察官又は警察吏員の制止命令を受けてもなおそれに従わない場合



はじめて処罰の対象となるのに反し、特例法においては氣勢を張る行為を行うことが直ちに犯罪を構成するものとしている点が異なる。

(3) 氣勢を張る行為とは、選挙人に威迫感を与えて投票を強制し、又はこれを妨害し、或は選挙の公正を害するような行為をいうのであつて、選挙法第二百二十四條に例示されているところを参考にして判断すべきである。

(4) 氣勢を張る行為は選挙運動として行われるもののみに限らず、廣く選挙に際し選挙に関する事項を動機として行われるものはすべて禁止されるのである。例えば選挙に際し、党勢拡張のために旗幟を掲げてデモ行進をする等の行為は、特定候補者の選挙運動のために行われるものでなくとも禁止される。又通常の程度において行われるときは合法的な選挙運動とされるものでも、度を過ぎば氣勢を張る行為と認められる場合もあるであろう。例えば街頭演説会場や選挙運動のため専用自動車に掲示する旗札等については、その数、大きさ或は色彩等に関する制限がないけれども、度を過ぎば氣勢を張る行為となる場合もあるであろう。なお特例法においては、主として選挙運動のために使用することのできる自動車の台数は、候補者一人について一台に制限されているから、一應自動車を連ねて氣勢を張ることはないとも考えられるが、そのような制限に違反して行われることもあろうし、或は制限された自動車の範囲内において数人の候補者が共同して行こうともあろう。又特定候補者のための選挙運動としてではなく、單に選挙に關して行われることもあり得るの



第十章 特殊な選挙運動の禁止

で、それらの行爲もすべて禁止しようとする趣旨に外ならないのである。

四 選挙当日における選挙運動の禁止

(1) 従来においても選挙の当日における選挙運動については特殊な制限が設けられていた。即ち演説会を表示する張札又は立札看板の類及び演説会告知のためにする文書であつても、選挙の当日には原則として投票所を設けた場所の入口から三三・七米（約三町）以内の区域にこれを頒布し又は掲示することができないものとされていたし（衆則三三）、又選挙事務所も同じく選挙の当日は、投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域にこれを設けてはならない（衆法九一）ものとされていたのである。特例法ではこのような制限を一步進めて、選挙当日は一切の選挙運動をなし得ないものとした（特法二四三）。このような制限を設けたのは、選挙当日の選挙運動は、その必要が少く、且つこれに種々の弊害を伴うからであらう。

(2) 選挙の当日禁止されるのは、一切の選挙運動である。従つて街頭演説は勿論ラジオ放送、個個面接、電話による運動も一切できないし、選挙事務所の看板等もはずすべきである。但し、選挙の当日以前においてした新聞廣告が、選挙の当日において選挙人に配達されることは差しつかえないと解すべきであらう。なお公営による経歴公報の配付や議員候補者の氏名等の掲示は、特定の議員候補者のためにする選挙運動ではないから勿論差しつかえない。



## 第十一章 飲食物の提供の禁止

### 一 趣旨

特定の候補者を当選させ又は当選させない目的を以て選挙人又は選挙運動者に飲食物を提供することは、従来においても利益供與又は響應の罪即ち買収犯となるものとして、処罰の対象とされていたのである（衆法一一二―i）。しかし買収犯は、目的犯であるために適用範囲が狭く、これに該当しない程度における飲食物の提供が相当廣く行われ、これが議員候補者の大きな負担となつていたのである。そこで特例法は、目的の如何を問わず、又名義の何たるかを問わず、選挙運動に關して行われる飲食物（湯茶を除く）の提供及び受領を一切禁止し（特法二三）、以て議員候補者の選挙運動の費用を軽減し、選挙の廓正を図らうとしたのである。

### 二 買収犯との差異

(1) 提供を受ける者は選挙人又は選挙運動者に限らない。従つて議員候補者に対する提供も禁止される。議員候補者の負担軽減という趣旨においてはこれを禁止すべき理由がないが、脱法行爲の



源となる俱があるのでこれも禁止されたものであろう。

(2) 提供がいかなる目的でなされたものであるかを問わない。買収犯の成立には、特定の議員候補者を当選させ又はさせないためにする目的意思が必要であるために、選挙運動に従事する者に対する実費弁償的な飲食物の提供は、その意思がないものとして買収罪には問われなかつた。(昭和二十年の改正前の選挙法においては、選挙事務長や選挙委員等は、選挙運動のために要する飲食物の供給を受けることができる旨が明記されていた(衆法九七)から問題ないが、同年の改正後においても、法定選挙運動者の制度が廃止されただけでこの趣旨を變える必要はないので理論上当然のこととして同じ扱を受けて来たのである。)然しこの実費弁償的提供も「選挙運動に関する」飲食物の提供であることは明白であり、特例法においてあらたに禁止されるもの最も重要なものはむしろこの種の飲食物の提供である。

選挙運動に従事しない一般選挙人に対する飲食物の提供でも、若しその価格が僅少で、日常普通の社交としてなされる程度のものであれば、一般に「特定の議員候補者を当選させ又は当選させまい」とする目的意思がないものとして、買収罪に問うべきでないとする説もあるが、特例法においては、いやしくもそれが選挙運動に関してなされたものであれば、額の多寡を問わず明に犯罪に問われるのである。



### 三 犯罪の構成要件

(1) 選挙運動に關してなされたものであること。いかなる行爲が選挙運動に關するものであるかは結局事実認定の問題であるが、次に一應の標準を挙げてみる。

(イ) 選挙運動員に対し選挙運動に従事するが故にする提供は、いわゆる陣中見舞等原則としてすべて該当するものと解すべきである。但し、特例法が嚴禁するのは、飲食物の現物を提供することであつて、選挙運動のために要する旅費、宿泊料等の金銭による実費弁償は、報酬の程度に至らない限り、従来と同様に許容されるものである。従つて議員候補者がその應援弁士と同宿した場合に共同して通常の夕食をとり、議員候補者が直接應援弁士の分をも支拂つたとしても、それは許容されるものと解すべきであらう。

(ロ) 一般選挙人に対する提供は、結局それが選挙運動に關してなされたものであるかどうかの認定にかかるとあるが、選挙事務所における提供は、原則として全部該当するものと解すべきである。但し、一般住宅が選挙事務所に充てられてある場合には、選挙事務所における提供となるのか、一般個人の住宅における普通の社会人としての提供となるのか判別が困難であるが、來客の訪問の目的、話題等が選挙運動に關係あるかどうか、提供された飲食物の程度内容等によつて選挙運動に關するものかどうか判断する外はないであらう。



第十一章 飲食物の提供の禁止

議員候補者や選挙運動に従事する者が選挙運動の途上において、その宿舎を訪れた来客に対し飲食物を提供する行為は、選挙事務所における提供と同様に考えるべきであらう。

(ハ) 一般選挙人が議員候補者又は選挙運動に従事する者に対して飲食物を提供する行為は、一般普通の社交上の儀礼的なものであれば多くの場合該当しないであらう。然し選挙事務所に飲食物を提供する行為は一般に該当する。

(2) 飲食物の提供がなされること、飲食物の中には湯茶は含まれない。

「提供」とは選挙法第百二十二條の「供與」と「饗應接待」を含めた概念である。供與の申込約束等は含まれない。供與であるから飲食物の供給を業とする者が、相当の対價を取つて供給することは含まれない。

(3) 処罰されるのは飲食物を提供した者とその提供を受けた者である。

なお、その提供に「特定の議員候補者を当選させ又は当選させまい」とする目的意思があるときは、選挙法の規定による買収犯となり、本條の罪としてではなく買収犯として処罰されることとなるらう。



## 第十二章 交通手段等の制限及び公営

廣い選挙区を通じて活潑な選挙運動を行うためには、あらゆる交通機関を百パーセントに活用しなければならぬ。所が最近の各種交通機関の運賃値上げによつて、交通費は議員候補者の大きな負担となつて来た。そこで特例法は一定の交通機関の無料使用、すなわち元來候補者が負担すべき一定の交通費を國家が代つて負担する制度を採用するとともに、反面自動車等の使用台数を制限することにしたのである。

### 一 制 限

- (1) 主として選挙運動のために使用される自動車、船舶及び拡声機は、議員候補者一人についてそれぞれ同時に、一台、一隻又は一捕を超えてはならない（特法二二一）。
- (2) 「主として選挙運動に使用されるもの」であるかどうかは、結局具体的に認定する外はないが、一般に汽車、電車、乗合自動車、連絡船及び立会演説会場や個人演説会場に据付の拡声機等はこれの中に含まれない。いわゆる円タクも貸切の場合以外には含まれないと解すべきであらう。
- (3) 交通機関として制限されるのは、自動車及び船舶であつて、馬車、自轉車、橇等は制限され



ない。自動車とは道路交通取締法第二條第五項に規定する諸車をいうのであつて、大は大型トラックから小はオートバイに至るまで、すべて一台として計算される。船舶も大小を問わない。

(c) 拡声機一揃とは拡声装置一組のことであつて、ラツパは必ずしも一つであることを要しない。

(d) 「議員候補者一人について」とは、議員候補者が使用するのも、運動員が使用するのも通算する意味である。

(2) 自動車、船舶及び拡声機を主として選挙運動のために使用する場合には、使用者（つまり議員候補者又は運動員）は、都道府県の選挙管理委員会の発行する証明書を携帯するとともに、その使用する自動車、船舶及び拡声機に都道府県の選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならぬ（特法二二条三）。

(a) 議員候補者は先づ証明書の交付を受けて自分が自動車や船舶に乗り、拡声機を使用する場合には自らこれを携行し、運動員にさせる場合にはこれをその者に渡して携行させればよいのである。証明書は、都道府県又は市町村の選挙管理委員会又は警察官吏若しくは警察吏員の請求があつたときは、これを呈示しなければならない（特法二二条四）。

(b) 「表示」は都道府県の選挙管理委員会の定めるところによつてするのであるが、都道府県の選挙管理委員会としては、自動車、船舶及び拡声機ごとに一枚の表示用の札を、証明書と同時に交



付し、一定の場所に表示するように定めるべきであらう。なお表示用の札は、堅牢にして取はずしの容易な木札、セルロイド、樹脂製等とするのが適当である。

(3) 主として選挙運動のために使用される自動車、船舶及び拡声機には、議員候補者の氏名、党派別等を表示する張札、立札及びちようちんを掲示することができる。これについては、すでに述べた通りである。

(4) 主として選挙運動のために使用される自動車に要した費用は、選挙運動の費用でないものとみなされる(特法二二二)。

従来においても、議員候補者が乗用する船車馬等のために要した費用は、選挙運動の費用でないものとみなされていたのであるが(衆法一〇四)特例法では、運動員が乗用した場合も同様とされた。これは選挙運動用の自動車が一台に制限されたため、運動員が自動車を使用する機会は、各議員候補者について一應平等となり、且つ議員候補と運動員が同乗する場合が少なくこのような場合でも運動員については自動車の使用を選挙運動費用の支出とみなすことが余りに形式的すぎるからである。なお「自動車を使用するために要した費用」とは、ガソリン代、自動車の借上げ料等を意味し、自動車に掲示する張札等に要する費用は含まれない。



(1) 交通機関の無料乗車

議員候補者、推薦届出者その他の選挙運動に従事する者は議員候補者一人について、通じて十五枚を限り交付される特殊乗車券により、選挙運動の期間中関係区域内の国有鉄道、国営自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関に無料で乗車することができる（特法二五）。

従來の選挙においても、事実上の措置としては、国有鉄道については割引乗車券が発行されていたが、特例法においてはこれを法律上の制度とし、国有鉄道以外の交通機関にも及ぼし、且つ全額國庫負担としたのである。

(四) 特殊乗車券の交付は運輸大臣の定めるところによるのであるが、「通じて十五枚」という意味は、交通機関の各種別ごとに通用する特殊乗車券の枚数が全部で十五枚という意味であつて、この十五枚を各種の交通機関にどのように割り振るかについては、議員候補者の希望がいれられることであろう。地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車いわゆる乗合バスにあつては、一選挙区内において、経営会社を異にするものが多いと思われが、この場合、同じ種類の交通機関については、経営主体の異なるもの全部に通用する特殊乗車券を発行するか、或は経営主体の異なる交通機関ごとに一枚の特殊乗車券を発行するかは、運輸大臣の定めるところによるのであるが、乗合バスについてはすべての会社を通じて使用でき、地方鉄道及び軌道については会社ごとの乗車券が交付される



ものと予想される。

特殊乗車券は、議員候補者が一括して交付を受けるのであるが、その手続は運輸大臣の定めるところによるのである。

(b) 特殊乗車券は、選挙運動の期間中、関係区域内において有効である。選挙運動の期間中は、この場合には、各議員候補者について立候補の届出があつてから選挙の当日（死亡又は立候補辞退等のあつたときはその日）までである。「関係区域内」とは、原則として当該選挙区内の意味であるが、例えば甲選挙区内のA地からB地へ行く途中に乙選挙区を通るときは、乙選挙区もその部分に限り関係区域に入るのである。

(2) ガソリン等の配給又は交付のあつせん

(a) 主として選挙運動のために使用される自動車に要するガソリンその他の自動車用燃料に関しては、その配給又は交付につき、國又は地方公共団体において、これをあつせんするものとされている（特法二六ノ前段）。

ガソリン以外の自動車用燃料としては、例えば自動車用木炭等を予想するものである。ガソリンは、いふまでもなくその絶対量が少いのであるから、必要な量の全部をあつせんすることはできないであろう。「あつせんするものとする」という表現は、そういう場合も予想しているのである。なお配給又は交付、すなわち現物入手のあつせんがされるだけであつて、代金は、議員候補者が負



担しなければならない。

(h) 全国選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会は、右のガソリン等の配給計画その他実施上必要な措置を講じなければならない（特法二六一後段）。ガソリンについては全国選挙管理委員会が行い、木炭等については、都道府県の選挙管理委員会が全国選挙管理委員会の指示を受けて行うことになるであろう。

(c) 全国選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会があつせんにより、ガソリンその他の自動車用燃料の配給又は交付を受けた者が議員候補者たることを辞した場合には、その者は、直ちにその全部を返還しなければならない。但し、すでに選挙運動のために使用してしまつた場合には、そのことを証明する明細書を添えて残部を返済すればよい（特法二六三）。



## 第十三章 選挙運動の公営に要する費用の負担

選挙公営に要する費用は、國庫がこれを負担する。しかし特例法における選挙公営は非常に廣汎にわたるので、國家財政の現状に鑑み、又泡沫候補者の濫立を防止する意味において、現実的な立場からこれに要する費用の一部を、予納金の形において議員候補者に分担させることにされた。

### 一 國庫の負擔

特例法において國庫の負担とされる経費は、次の通りである。

#### (1) 立会演説会の開催に要する経費

立会演説会の告知、会場の使用料、諸施設に関する費用は、一切國庫がこれを負担する。但し、このような経費の支出も、勿論國會で議決した國の予算に基いてなされるべきものであるから、市町村の選挙管理委員会としては、令達された予算の範囲内に支出が止るよう企画すべきであり、特に立会演説会の施設に関する経費は、自由な企画の余地が大きいようであるけれども、全國選挙管理委員会の定める経費の基準に従わなければならない（特令二三）。なお、立会演説会に候補者が自ら出演し、又は代理人をして出演させるために要する経費（例えば宿泊料等）は、議員候補者が



負担すべきことはいうまでもない。

(2) 個人演説等のための告知及び施設に関する経費

「告知に関する経費」の中には、告知の張札等の掲示のために特別の掲示場を設けたときにはその設備費、張札等の掲示に要する人夫賃等も含まれる。

「施設に関する経費」の中には、施設の使用料、演説会に必要な設備をなすに要する費用（人夫賃を含む）等の外に、会場の表示及び会場内における議員候補者の氏名、党派別の掲示に要する費用も含まれる。議員候補者が任意に加えた設備（特令八五）に関する費用は、勿論含まれない。なお施設に関する経費が、全国選挙管理委員会の定めた基準によらなければならないことは、立会演説会の場合と同様である（特令一三）。

(3) 放送に要する経費

わが国のラジオ放送はすべて無料放送であり、選挙放送は放送協会にとつても放送価値のあるものであるから、選挙放送を法律上の制度にしたからとて必ずしもこれに要する費用を国庫負担としなければならない理由はないが、選挙放送には多額の経費を要するので、法律上義務づけられたことに伴ひ、これに要する経費は、国庫負担とされたのである。

(4) 新聞廣告に要する経費

勿論廣告料金を意味するものであつて、新聞廣告をするために議員候補者が要する交通費その他



の雑費は含まれない。

(5) 特例法第十九條第一項に規定する郵便葉書及び無封書状の経費

これは勿論郵送料又は官制の郵便葉書の代金の意味であつて、私製葉書又は書状の内容物等に要する費用は含まれない。郵便業務は國營であるから、郵送料等を國庫の負担とするといふのは國家の一般会計の負担とする意味である。

(6) 特例法第二十五條の規定による交通機關の使用に要する経費

國營鉄道及び國營自動車については國有鉄道事業特別会計に対し、地方鉄道、軌道等についてはそれぞれの交通機關を経営をする企業に対し、國庫が特殊乗車券の代金を支拂うのである。

## 二 議員候補者の負担

議員候補者の負担すべき分担金は、二万円であり、これは立候補の届出前に納付すべきものとされ一担納付したものはいかなる理由によつても返還されない。

(a) 議員候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙の公営に要する経費の分担として議員候補者一人につき、二万円又はこれに相当する額面の國債証書を、あらかじめ國庫に納付しなければならぬ(特法二七一)。

納付の手続は、先ず國の歳入徴收官である都道府縣知事から納入告知書を受け取り、これによつ



第十三章 選挙運動の公費に要する費用の負担

- て所定の日本銀行又はその支店、代理店等に納入することになるであろう。なお立候補の届出の際には右の納付をしたことを証する書面を添付しなければならないから注意を要する（特法二七四）。
- (b) 公営費の分担金として國庫に納付した物は、その後当該議員候補者が死亡し、又は候補者たることを辞する等選挙運動をしなくなつた場合でも、その他いかなる場合においても、返還されることはない。
- (c) 公営費の分担金は、総選挙の時でも、補欠選挙の時でも必ずこれを納付しなければならない（特法二七三）。唯選挙法第七十五條第一項の規定による再選挙については更めて納付する必要がない（特法二七三）。この場合には、立候補の届出書に、前回は納付をしたことを証する書面を添付するのである（特法二七四）。



## 第十四章 罰 則

特例法違反の罰則は、文書図画等の特例に関する法律違反の罰則に比して極めて重い。すなわち罰金の額が高いのみならず、休刑（禁錮刑）があり、又選挙法違反の罰則と同様に当選無効並びに選挙権及び被選挙権停止等の制裁も加えられるのである。

### 一 二年以下の禁錮又は三千円以上五万円以下の罰金（特法三二）

特例法において重い罪とされているもので、これには後述のように選挙権及び被選挙権停止の制裁が加重せられる。

(4) 立会演説会において、議員候補者でない者が、議員候補者の代理権なくして演説すること、又は議員候補者が行い得べき立会演説会の総回数のおよそ五分の一の回数を超えて、代理演説をすること。

処罰されるのは常に演説をした第三者であつて、議員候補者ではない。但し、議員候補者に共犯の成立することはあり得よう。議員候補者の依頼なくして行つた第三者の演説に対して、議員候補者が責任を問わなければならないことは当然であらう。しかし、代理演説の制限回数を超えていること



を知らずに議員候補者に依頼されて代理演説をした者がたまたま他の者のした代理演説の回数と通算してみると制限回数を超えたからとて、その者が処罰され、候補者自身は何等の罪も負わないのでは不合理である。このような場合には、演説をした第三者は犯意がないものと解釈すべきであろう。

(b) 三十回を超えて個人演説会を開催し、又は立会演説会が開催される当日当該市町村において個人演説会を開催すること。

交通至難の地として全国選挙管理委員会の指定した区域内において開催された個人演説会は、都道府県の選挙管理委員会の指定した回数だけは、勿論この三十回の中に通算されないものである。特例法第九條第一項の規定違反としては、右の外に、議員候補者以外の者が演説会を開催した場合及び議員候補者又はそれ以外の者が、市町村の選挙管理委員会の指定した施設以外の施設を使用して演説会を開催した場合を予想することができるが、このような演説は、特例法における個人演説会ではないから、後に述べるように、特例法第十五條の違反として処罰されるのである。

(c) 議員候補者が現在しない場所において、街頭演説を行い又は立札若しくはちょうちんを掲示すること。

この場合街頭演説会の開催者は、特例法第十五條の違反として処罰されるのであるがそこで演説をした者は、すべてこれによつて処罰されるのである。立札若しくはちょうちんの掲示の責任を問われるのは、当該街頭演説会の開催者又は総括主宰者と解する外はあるまい。



議員候補者が現存しない以前に立札又はちようちんを掲示することは、勿論この罪に該当するが議員候補者が現在しなくなつた後（すなわち多くの場合街頭演説会が終つた後）に、引き続きこれを掲示しておくことは、後に述べるように別に処罰されるのである（特法三三三）。

(d) 特例法に定める立会演説会、個人演説会及び街頭演説会以外の演説会を選挙運動のために開催すること。

議員候補者と意思を通じないで第三者主催の演説会はすべてこれに該当する。議員候補者が、個人演説会のために指定された施設以外の場所において演説会（街頭演説会を除く）を開催することもすべてこれに該当する。政党その他の政治団体のする演説会も、特定の議員候補者の選挙運動となるときは、これに該当する。社会通念上の演説会開催とはいい得ない程度の行爲、例えば、汽車、電車その他の乗物の中、驛のホーム、工場の集会場、映画演劇の幕合等において、或は各種の研究會、討論會、晩さん會、午さん會等の席上において、議員候補者又はそのために選挙運動をする者が、暫く、顔を出して演説又は挨拶をする程度の行爲でも、それが個個面接の程度を超えるときは、選挙運動のために演説会を開催したものと見られる可能性の多いことは、すでに述べた通りである。

(e) 特例法の規定に違反して新聞廣告をすること。すなわち、議員候補者及び政党その他の政治団体又はその支部の代表者以外の者が選挙に関し新聞廣告をすること、指定された日刊新聞紙以外



のものに廣告すること、定められた寸法を超える大きさの廣告をすること、一回を超えて廣告をすること等である。

処罰されるのは、これらの廣告をした者、すなわち新聞社に対して廣告掲載の契約をした者である。

(f) 特例法において特に認められた種類以外の文書図画を頒布若しくは掲示し、又は特に認められた以外の方法でこれを頒布し、若しくは特に認められた場所以外の場所にこれを掲示すること。いかなる文書図画の頒布又は掲示が認められているかは、すでに述べた通りである。

(g) 主として選挙運動のために、議員候補者一人について、同時に二台、二揃又は二隻以上の自動車、拡声機又は船舶を使用すること。

勿論これらの行爲は、多くの場合、二人以上の者によつて同時に行われるであろうが、その場合、何人が処罰されるべきであるか疑問を生ずることがある。まず特例法第二十二條第三項の証明書を携帯する者がある場合は、この者以外の者が処罰されることは明である。何人もこの証明書を携帯しないときは、議員候補者との意思の連絡、使用を開始したときの事情等により、この罪に該当する者と、特例法第三十三條第二号の罪に該当する者とを区別しなければならぬであろう。

(h) 選挙運動に関し、飲食物(湯茶を除く)提供し、又はその提供を受けること。聖應買収に至らない行爲がこの罪に該当するのであるが、その程度については、すでに述べた通



りである。

二、一年以下の禁錮又は千円以上三万円以下の罰金（特法三三）

これは特例法において軽い罪とされているもので、次のようなものがある。

(a) 街頭演説会が行われた場合において、議員候補者が現在しなくなつたにもかかわらず、正当な理由なくして、立札又はちようちんを撤去しないこと。

これに該当するためには、一度は、議員候補者が出席したことが必要である。議員候補者が出席していないときは、全然掲示することができないわけである。従つて議員候補者の出席前に掲示するということができない。

(b) 主として選挙運動のために使用される自動車、拡声機又は船舶を使用する場合に都道府県の選挙管理委員会の発行する証明書を携帯せず、若しくは当該公務員の請求があるにもかかわらずその証明書を提示することを拒み、又はそれらの自動車等に、都道府県の選挙管理委員会の定めるところの表示をしないこと。

(c) 選挙運動のために特定の議員候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を連呼すること（但し、演説会告知のため特に認められたものを除く）。

処罰されるのは、連呼をした者であるが、それが單なる労務者であるときは、事実上の主宰者が



処罰されるべきで、又議員候補者が共犯の責任を問われることもあろう。

(d) 選挙に関し、自動車を連ね又は隊伍を組んで往來する等氣勢を張る行為をすること。

選挙法第二百二十四條における氣勢を張る行為の罪と異り、当該警察官又は警察吏員の制止命令に従わないことが要件でない点に注意しなければならない。

(e) 選挙の当日選挙運動をすること。

処罰されるのは行為者であるが、議員候補者と意思を通じてなされた場合には、議員候補者も処罰されるものと解する。なお、選挙の当日における選挙運動でも、文書図画の頒布若しくは掲示又は演説会開催の制限に違反する場合には、その方面より重罪に処せられるものであることは、いうまでもない。

(f) 議員候補者たることを辞した場合において、國又は地方公共団体からあつせんを受けたガソリンその他の自動車用燃料を返還しないこと。但し、正当な理由がある場合は、この限りでない。

### 三 当 選 無 効

当選人が、その選挙に関し、特例法に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選は無効とされる（特法三四一）。

すでに述べたように、罪を犯した者が処罰されるのであつて、連座の規定はないから、違法な行



爲によつて直接、最も利益を受ける議員候補者は、巧に刑罰を避けることも予想されるが、共犯關係の成立する可能性の多いことに注意しなければならない。

当選人が、その選挙に關し、右に述べた罪を犯し、刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を全國選挙管理委員会及び關係都道府縣の長を経て、都道府縣の選挙管理委員会に通知しなければならない（特法三四、衆法一四三）。

右の通知を受けた都道府縣の選挙管理委員会は、直ちに当選無効の告示をするとともに、選挙会を開いて当選人を定めることのできる場合にはこれを行い、その他の場合には通知を受けた日から三十日以内に再選挙を行わなければならない（特法三四、衆法七五、七七、六九）。

#### 四 選挙権及び被選挙権の停止

特例法違反の罪の中、刑の重い方の罪、すなわち二年以下の禁錮又は三千元以上五万円以下の罰金の刑に相当する罪を犯し、刑に処せられた者は、一定期間選挙権及び被選挙権を停止される（特法三五）。停止期間は選挙法違反の場合と同じであつて、罰金刑にあつては、裁判確定の日以後五年間である、禁錮刑にあつては裁判確定の日から刑の執行を終るまでの間（大赦等によつて刑の免除を受けたときはそれまでの間）——すなわち一般に処刑中——及びその後五年間である。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた場合には、裁判確定の日から刑の執行を受けることがなくなるまでの期間



である。

裁判所は、情状により、刑の言渡の際、右の選挙権及び被選挙権停止の規定を適用せず、又はその期間を短縮する旨を宣告することができることも、選挙法違反の場合と同様である。

なお、特例法違反の罪の时效は、すべて六箇月（犯人が逃亡したときは一年）を経過することによつて完成することは、文書図画等の特例に關する法律違反の罪と同様である（特法三六）。



選挙運動等の臨時特別に關する法律附則

全國選舉管理委員會事務司

東京電 小石川 (85) 一五九  
東京都文京區白山町十五  
日 書 房 納



*Instructions  
to Candidates  
for the House of Representatives*

昭和二十三年十二月

衆議院議員候補者心得

全國選舉管理委員會

*The All-Japan Election  
Management Committee*

*Dec., 1948.*



## 序

本冊子は立候補の届出、選挙運動及び選挙公営並びに政治資金規正法による届出等立候補及び選挙運動に際して議員候補者として心得ていなければならぬことの概要を取纏めて「候補者心得」としたものである。本年七月二十九日政治資金規正法及び選挙運動等の臨時特例に関する法律が公布せられ、選挙運動を規律する法規は、多岐にわたり相當難解なものとなつたので、本冊子においては、主としてはじめて衆議院議員に立候補しようとするひとびとを対象としてできるだけ分りやすくこれらの法規の内容及び必要な手續について事項別に説明し、議員候補者及び推薦又は後援團體各位の利便に資することとした次第である。

これによつて、一人でも多く有爲の新人が當選されることとなり、且つ選挙の公正明朗化が圖られることとなれば望外の幸であるが、委員會の事務多端の折柄上梓を急いだため、なお、監修の充分でない點もあらうことは、あらかじめ諒恕せられたい。この外に、關係法規、「質疑應答集」、「選挙運動等の臨時特例に関する法律解説」等が



發刊されているから、それらを併せて参照の上、なお不明の點や疑義のある點については、最寄の選舉管理委員會等に打ち合せ、間違のないようにされるよう希望するものである。



目次

序……………一

議員候補者のする各種届出等一覧表……………一

第一 概 説……………八

第二 立 候 補……………一五

一 立候補の届出……………一六

二 立候補の制限……………一七

三 立候補辞退……………一八

四 立候補に伴うその他の届出……………一九

第三 選挙運動及び選挙公營……………二〇

概 説……………二〇

一 言論による選挙運動……………二四

二 文書圖畫等による選挙運動……………二五

三 その他の方法による選挙運動……………二六



第四 選舉運動の費用及び政治資金規正法による費用の届出等…………… 四

一 選舉運動費用の法定制限額…………… 四

二 寄附の禁止…………… 六

三 出納責任者の職務の内容…………… 六

第五 罰 則…………… 六

一 刑 罰…………… 六

二 當 選 無 効…………… 六

三 選舉權及び被選舉權の停止…………… 七

(略語) 本冊子においては次の略語を用いた

衆議院議員選舉法 衆法 衆議院議員選舉法施行令 衆令

衆議院議員選舉法施行規則 衆則 選舉運動等の臨時特例に関する法律 特法

政治資金規正法 規法 全國選舉管理委員會規則 全選規則

選舉運動等の臨時特例に関する法律施行令 特令

衆議院議員選舉事務用無料郵便物特別取扱規則 衆郵則



議員候補者のする各種届出等一覽表

區分	届出種類	届出先	届出期限	備考	票數
立候補關係	(1) 立候補届 供託書 選挙公費納付金 を納付したことを 示す書面 資格審査の承認書 の寫 公務員退職證明書	選挙長	選挙の期日の公示文 は告示の日から選挙 の期日前十日まで 同	補充立候補は選挙の期日前三日まで 兼職を禁止される者又 は地方公共團體の公務 員が退職申立後十日以 内に立候補する場合の 立候補届に添附する	一五 一八 二三 二五 二六 三五 三五



## 第一概 説

### 一 立候補主義

現行選挙法のためまへでは、選挙人が是非出てもらいたいと思う人でも、また、どんなに立派な政治家であつても、法律の所定の手続によつて、候補者としての届出又は推薦届出（以下これを立候補の届出と総称します）のあつた者でないと当選人となることができないことになつていますから、衆議院議員となろうとする人、衆議院議員になつてもらいたい人については、まずこの手続をすることが必要です。

( 8 )

### 二 議員候補者の資格及び地位

議員候補者となるためには、必ずしも被選挙権のあることは必要ではありませんが、被選挙権のない議員候補者の氏名を記載した投票は無効とされ（衆法五二I4）当選人となることができませんし、一旦有効に当選人となつた者でも選挙の期日後に被選挙権を有しなくなつたときは当選を失い（衆法七〇）当選人の補充を行う場合にも、選挙の期日後に被選挙権を有しなくなつた



者は、これを當選人と定めることができないことになっております(衆法六九Ⅵ)。なお、今回の衆議院議員選挙法の改正(昭和二十三年法律第一九五號)により、衆議院議員と兼ねることのできない國又は地方公共團體の公務員は、公務員たることを辭さなければ、議員候補者となることができないことになりましたから、この點に御注意下さい(衆法六七ⅤⅥ)。また、昭和二十二年勅令第一號(公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令)第六條の規定により、覺書該當者が議員候補者となることができないことは、いうまでもありません。

議員候補者のみが當選人となることができるといふことの外に、選挙運動は、立候補の届出をした後でなければできないこととなつており(衆法九五)、届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として罰せられます(衆法一二九)し、選挙公營を利用できるのも、概ね議員候補者又は推薦届出者とされていますから、選挙運動をしようとする人、選挙公營の恩典に浴しようとする人は、一刻も早く立候補の届出をしなければなりません。

### 三 届出前に心得なければならぬ事柄

俗に「地盤、看板、靴」といわれるように、届出前には、まず、どの選挙區から立つか、どういふ方法で選挙運動を行うか、及びどうして選挙運動費用を調達するかについて、充分な計畫と



準備とが必要なことはいうまでもありません。選挙区については、衆議院議員選挙法第六十七條第四項に「一ノ選挙区ニ於テ議員候補者ト爲リタル者ハ他ノ選挙区ニ於テ議員候補者ノ届出ヲ爲シ又ハ其ノ推薦届出ヲ承諾スルコトヲ得ズ」と規定されています。選挙運動については、後に述べるように非常に窮屈な制限が設けられることとなつていますので、短期間の間に最も効果的な運動をするようそれぞれ秘策があることと思ひますが、届出前に普通考慮して置くべきことは、およそ次のようなことでしょう。

(1) 選挙事務所 議員候補者一人につき一箇所が原則ですが、交通困難等の状況のある選挙区では、五箇所まで設置することができることになっていますから、(衆法九〇、衆令五七)昭和二十三年全国選挙管理委員会規則第一號を参照して下さい。

(2) 出納責任者 選挙運動の費用は、出納責任者でなければこれを支出することができず(規法二六)選挙運動費用の経理と報告については、後に述べるように、政治資金規正法によつて厳重な規律が設けられていますから、出納責任者に有能な人を得るよう、あらかじめ準備をしておく必要があります。

(3) 立會演説會の計畫 都道府縣の選挙管理委員会が、立會演説會の日時、會場、出演する議員候補者の數及び演説の時間を決めるに當つては、當該都道府縣の区域内に主たる事務所を有す



る政黨又は政黨の支部から、代表者各一人の參集を求めて意見を聴くことになつていますから（特法四〇）代表者として參加するなり、參加する代表者に連絡して希望を述べておくなり、必要な措置を講じておく必要があります。

（4）自動車、船舶、擴聲機 それぞれ一ずつ選舉運動に使用することが認められた（特法二二一）から、必要な人はあらかじめ手配をしておくべきでしょう。自動車の燃料は、ガソリンは國本炭等は地方公共團體であつせんするたてまえになっていますが（特法二六一）現下の燃料事情に鑑み、ガソリンはあまり期待することができません。

（5）張札、立札、ちようちん及び看板の類 張札の掲示は禁止されましたが、街頭演説會における立札、ちようちん、自動車、擴聲機、船舶（選舉用として認められたものに限る）に掲示する張札、立札、ちようちん並びに選舉事務所を表示するためその場所において使用する張札、立札、ちようちん及び看板の類は、數も大きさも制限されていませんから、あらかじめ用意をする必要がありません。

（6）開票立會人及び選舉立會人 投票立會人は、市町村の選舉管理委員會が選任することに改められました。開票立會人と選舉立會人とは、従來通り議員候補者が届け出ることとなつていますが、その人選を進めておくことが必要でしょう。



選挙運動の費用は、基準額が今までは、六十銭でしたが、今回一回に改められましたから、全国平均して八萬七千圓が法定制限額となりました。従つて各選挙区における選挙人名簿に記載された者の總數から、およその額を計算して、当該選挙区の法定制限額を心得ておく必要があります。またこの外に、供託金として三萬圓、公營の分擔納付金として二萬圓をそれぞれ供託又は納付しないと立候補の届出をすることができませんし、覺書該當者でない旨の確證を得ていない人は、これを得ておかないと立候補できませんから、あらかじめこれらの手續をしておかなければなりません。また、衆議院議員と兼ねることができない國又は地方公共團體の公務員たる地位にある人は、立候補の届出をするまでに退職しなければなりませんから、若し早急に退職の許可等がないと思われる人は、立候補の届出をしようと思ふ日の少くとも十日前までに退職の申出をしておかなければなりません。

#### 四 立候補の届出をしてから當選人となるで

立候補の届出が受理されたときから選挙の期日の前日まで、選挙運動をすることが出来るわけですが、今回の總選挙では、特に「金のかからぬ選挙」を實現する目的で多くの選挙運動が制限されることになっていきますから、違反を生じないように、且つ、制限内で最大の効果を擧げること



とができるようにしなければなりません。選挙公營を受けるために届出又は申込の必要なものは、従来の経歴公報（衆法一四〇Ⅲ）の外に、新聞廣告（特法一八）郵便葉書又は無封書狀（特法一九ⅠⅡ）立會演説會（特法五Ⅰ）、個人演説會（特法九Ⅰ）、政見放送（特法一六）があります。選挙運動費用等の公開のために必要な届出は、立候補の届出後七日以内になければなりません。過去一年間にした寄附の報告（規法三五Ⅱ）、選挙の期日前五日と期日後十五日以内の二回にわけてする選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告（規法二八）とがあります。當選人となるためには、今までと同じく、その選挙区内の議員の定数を以て有効投票の總数を除して得た数の四分の一以上の得票（すなわち法定得票数以上の得票）のあることが必要です。供託物も、その選挙区内の定数を以て有効投票の總数を除して得た数の五分の一（従来は十分の一）の得票がない場合には、没收されます（衆法六八Ⅱ）。當選の告知は、次の總選挙からは、選挙長からではなく、都道府縣の選挙管理委員会からなされることに改められ（衆法七二Ⅱ）告知を受けた日から十日以内に當選辞退の届出を選挙管理委員会にしない限り、別段の意思表示がなくとも當選を承諾したものとみなされ（衆法七三）當選證書が付與されます（衆法七六）。

##### 五 當選の喪失その他



華々しく當選人となつても、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなると當選を失わなければなりません(衆法七〇)。當選後に資格審査の結果が判明するような場合には、覺書該當の指定を受けたときも同様です。當選人が衆議院議員選挙法(衆法一三六、一四三)や政治資金規正法(規法四四、四六)や選挙運動等の臨時特例に関する法律(特法三四)に掲げる罪を犯し刑に處せられたとき、選挙運動費用の法定制限額を超過したとき(衆法一一〇、八四一)も、當選無効となります。選挙運動の總括主宰者が、衆議院議員選挙法第一百二十二條乃至第一百三條の罪(買収罪)を犯し刑に處せられたとき(衆法一三六、八四一)會計責任者又は出納責任者が議員候補者を當選させる目的で選挙に関する收支報告書の提出を怠つたり、虚偽の報告書を提出したため刑に處せられたとき(規法四五、四六)にも、當選人の連帶的責任を問われて當選が無効とされます。當選訴訟(衆法八三)によつて當選無効の結果を生ずることがあることは、いうまでもありません。政治資金規正法等の制定によつて、罰金の限度が非常に高められた上に、當選無効となる範囲もかなり擴張されることになりましたから、關係法規に留意の上、公正明朗な選挙の實現に協力されるときも、つまらない違反のため、あたら當選を失うようなこととならないよう希望してやみません。なお、期日後の挨拶行事の制限に関する規定も、一三改正されています(衆法一〇〇ノ二、一三三、一三七)。



第二立候補

一 立候補の届出

(イ) 届出の種類及び書式

(1) 議員候補者となろうとする者自身が届け出る場合の様式(衆法六七I、衆令四九I、衆則六)

衆議院議員候補者届

議員候補者	氏名
党派	何々
職業	何々 *(成ル可ク明細ニ記載スルコト)
住所	都(何道府縣) 何郡(市) 何町(村) 大字何(町) 何番地
生年月日	何年何月何日
選挙	昭和何年何月何日執行ノ衆議院議員選挙



右別紙供託ヲ證スベキ書面相添立候補届出候也

昭和何年何月何日

選挙長 氏 名宛

氏 名 印

(2) 推薦届出の場合の様式(衆法六七II、衆令四九I、衆則六)

推薦届出の場合には、必ず本人の承諾を得なければならないことになっていきますから(衆法六七II)、推薦届には必ず本人の承諾書の添附が必要です(衆令四九I)。

衆議院議員候補者推薦届

議員候補者 氏 名

黨 派 備 考

職 業 何 々 (成ル可ク明細ニ記載スルコト)

住 所 都 (何道府縣) 何郡 (市) 何町 (村) 大字何 (町) 何番地

生年月日 何年何月何日



選舉 昭和何年何月何日執行ノ衆議院議員選舉

推薦届出者 氏名

住所 郡(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地

生年月日 何年何月何日

(推薦届出者) (氏名)

(住所) (郡(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地)

(生年月日) (何年何月何日)

右別紙供託ヲ證スベキ書面相添推薦届出候也

昭和何年何月何日

選舉長 氏名宛

氏名印  
氏名印

(註) 推薦届出者が二人以上ある場合には、(推薦届出者)以下の例にならつてその氏名、



住所、生年月日を連記します。

議員候補者推薦届出承諾書

昭和何年何月何日執行ノ衆議院議員選挙ニ於ケル議員候補者タルコトヲ承諾候也

昭和何年何月何日

郡(何道府縣) 何郡(市) 何町(村) 大字何(町) 何番地

氏 名 印

推薦届出者 氏 名 宛

(ロ) 添附書類

(1) 供託書

衆議院議員候補者届又は衆議院議員候補者推薦届に添附すべき書類の第一は、議員候補者一人につき三萬圓又はこれに相當する額面の國債證書を供託したことを證すべき書面です(衆法六八[、國令四九一])。従來は供託物の金額は五千圓でしたが、次の總選挙から三萬圓に増額されることになりました。



この供託物は、いわゆる泡沫候補者の濫立を防止するための措置で、議員候補者の得票数が、その選挙区内の議員定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の五分の一に達しないとき、及び議員候補者が選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを辭したときには、政府に歸屬し、還付を請求することができませんがその他の場合には、還付を受けることができます。また選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを辭した場合であつても被選挙権を有しなくなつたため又は衆議院議員と兼ねることのできない國又は地方公共團體の公務員となつたため、議員候補者たることを辭したものと看做されたときは、やむを得ない事由に基くものですから供託物の還付の請求をすることができるようになつています（衆法六八一、衆令五一）。

供託の手續及びその方法は、最寄の司法事務局に次の書式の供託書二通（國債證書の場合には三通）を提出し供託すればよいのですが、この場合供託物は司法事務局において授受せず司法事務局が還付する供託書一通に供託物を添え當該事務局が指定する日本銀行の支店又は代理店に拂い込むわけで、その支店及び代理店ではその差し出された供託書に供託及び受領の證明をして本人に返付することになつています。東京司法事務局の取扱のみは例外であつて現金及び金融機關の發券にかかる小切手だけは同事務局において拂い込むことができることになつています。

なお、供託の受理は選挙を行う事由が発生した日からなされます。



(供託書様式)

(一) 現金を供託する場合

供託書

住所

氏

名

一金

圓也

供託ノ原因タル事實

供託者ハ昭和 年 月

日

執行ノ衆議院議員選舉ニ付議員候補者トシテ何

都道府縣第 區選舉區選舉長ニ届出ノ爲供託ス

供託スベキ法令ノ條項

衆議院議員選舉法第六十八條

右供託ス

昭和 年 月 日



司法事務局御中

右 氏

名 印

(註) 選挙の期日の公示前に供託をしようとする場合には、「供託者ハ昭和年月日執行ノ」を「供託者ハ衆議院解散ノ日メ執行サレル」と記入すること。  
(二) 國債證書を以て供託する場合

供 託 書

住 所

氏

名

一、何々國債

額面 何圓也

何枚

一、何々國債

額面 何圓也

何枚



内 譯

國債ノ種類	記	號	番	號

供託ノ原因タル事實

供託者ハ昭和 年 月 日執行ノ衆議院議員選舉ニ付議員候補者トシテ何郡

道府縣第 區選舉區選舉長ニ届出ノ爲供託ス

供託スベキ法令ノ條項

衆議院議員選舉法第六十八條

右供託ス

昭和 年 月 日

右 氏

名 印



(註) 1、選挙の期日の公示前に供託をする場合には「供託者ハ昭和年月日執行ノ」を「供託者ハ衆議院解散ノタメ執行サレル」と記入すること。

2、供託日現在で請求の期限のきた利札は、供託者において切りはなしておくこと。

(2) 選挙公費分擔金を納付したことを證する書面

選挙運動等の臨時特例に關する法律により、公費に要する經費の一部分擔として、議員候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、議員候補者一人につき二萬圓又はこれに相當する額面の國債證書を國庫に納付したことを證すべき書面を衆議院議員候補者届又は衆議院議員候補者推薦届に添附しなければならぬことになりました(特法二七Ⅵ)。

この分擔金は、供託金と異り、議員候補者が選挙の期日までに死亡し、又は候補者たることを辭したときその他いかなる場合においても返還されません(特法二七Ⅶ)。

納付の手續については次の通りであります。

現金であつても、國債證書の場合であつても、すべて大藏省主管歳入徴收官たる都道府縣知事に對して行い、その領收證書(國債證書の場合には國債收納濟證書)を納付したことを證する書



面として届出書類に添附すればよいが、それについて簡単に説明すると次のようです。

(イ) 現金及び記名式以外の國債證書をもって納付する場合  
そのまゝ都道府縣知事の命する出納官吏に提出し領收證書(國債收納済證書)の交付を受ければよい。

(ロ) 甲種登録國債證書をもって納付する場合  
先ず日本銀行本店、支店及び代理店に國債登録變更請求書(各支店、代理店に一定書式の用紙あり)に登録済通知書を添附して差し出し、國債登録變更済通知書の交付を受けこれを(イ)と同様都道府縣知事の命じた出納官吏に提出し、國債收納済證書の交付を受ければよい。この場合登録變更は、大藏大臣名儀に變更するのです。

なおこゝで注意をしなければならないことは、日本銀行の支店、代理店は登録變更請求の受付は行わぬが、登録變更の實際の手續は登録簿が本店に保管されている關係上すべて本店に送付の上行われるので書類の郵便照復の期間を含めて二週間程度の期間を要する見込みで立候補の届出の上支障を生ずるため、今回は特に支店、代理店では「假通知書」を發行交付し、この假通知書で納付することが認められました。

(ハ) 乙種登録國債をもって納付する場合



この場合も（ロ）と同様に先ず日本銀行本店、支店及び代理店に乙種登録國債除却請求書（各支店、代理店に一定書式の用紙あり）に乙種登録國債を添附して差し出し、乙種登録國債登録除却代證券を受領し、これを（イ）と同様都道府縣知事の命じた出納官吏に提出し、國債收納済證書の交付を受ければよいのですが、この場合も（ロ）と同様乙種登録國債除却代證券を受領するまでに二週間程度の期間を必要としますから立候補の届出に支障を生ずる虞があるため、今回特に支店、代理店では「假通知書」を發行交付し、この假通知書で納付することが認められました。

（3）確認書の寫

議員候補者となるためには公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一號）第八條の規定により、更に覺書該當者でないことを證する確認書の寫を衆議院議員候補者届又は衆議院議員候補者推薦届に添附しなければなりません。すなわち、昭和二十二年一月四日以後資格審査を受け内閣總理大臣の交付する確認書を所持している者はその寫を、昭和二十二年一月四日以後まだ資格審査を受けていない者は内閣總理大臣の指定する期日までに調査表四通をその住居地を管轄する都道府縣知事を経て内閣總理大臣に提出し、覺書該當者でないことを證する確認書の交付を受けその寫を、それ／＼添附するのです。



都道府縣知事の發行にかかる確認書の寫では衆議院議員候補者の立候補の届出には効力を有しないから、特にこの點につき注意する必要があります。

(4) 公務員退職證明書

昭和二十三年法律第九十五號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律)によつて、法律の定めるところにより衆議院議員を兼ねることのできない國又は地方公共團體の公務員にかかる立候補の届出は、その者が公務員たることを辭した後でなければできないこととなりましたが(衆法六七V)、直ちに辭職の効果が發生しないため立候補の機會を失うようなことがないようにするため、公務員たることを辭する旨の申出をしたときは、たとひ正式の許可や發令がなくても、申出の日後十日に相當する日に公務員たることを辭したものとみなす旨の規定が設けられましたので(同六七VI)、辭職の申出をした日を立證する必要がある人、すなわち、衆議院議員を兼ねることのできない國又は地方公共團體の公務員たる地位に在る人で、まだ正規の手續による辭職の効果が發生していない人は、公務員退職證明書を添附しなければなりません。

この人の衆議院議員候補者届又は衆議院議員候補者推薦届の職業欄には、當該公務員である旨をなお記載しておかなければなりません。

この證明書を發行することのできる人は、參議院議長、都道府縣議會議長、市町村議會議長、



各省大臣その他行政機關の長、都道府縣知事、市町村長等辭職の許可權又は任免權を有する者の外、職務上の辭職の中出のあつたことを公證することのできる地位にある人、すなわち參議院事務總長、地方公共團體の議會の書記長、人事課長等も含まれます。證明書の正式様式は、次の通りです。但し、遠隔の地に在る人については、時宜により電報でも差しつかえありません。

公務員退職證明書

議員候補者	氏名
住所	都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地
官職	何々(衆議院議員ト兼ヌルコトヲ得ザル職ナルコトヲ明示スルコト)
右ノ者昭和何年何月何日右ノ職ヲ辭スル旨ノ申出ヲ爲シタルコトヲ證明ス	
昭和何年何月何日	
官職(職)	氏名
	印

(ハ) 届出先 選挙長 (衆法六七―)。  
選挙長の住所氏名は、都道府縣の選挙管理委員会が選任後直ちに告示します(衆令四五)。



### (ニ) 届出の期間

立候補の届出は、選挙の期日の公示又は告示があるまではこれをすることができません。届出の最終期限は、従来は選挙の期日前七日まででしたが、三日繰り上げられて、選挙の期日前十日までになりました。この期間が過ぎた後においては原則として届出をすることができないのですが、いわゆる補充立候補の認められる場合には、例外として、選挙期日前三日まで（この點も今回改正になりました。）届出をすることが認められます（衆法六七―）。

#### (ホ) その他

立候補の届出をしたときは、自動車、擴聲機及び船舶使用の證明書（特法二二―）、特殊乗車券の交付を受けるための立候補者旅客運賃後拂證（同二五）、郵便葉書及び無封書状の證紙（同一九―）並びに個人演説會の届出用紙（特令二一）、政見放送、新聞廣告等をするための議員候補者證明書（特法一六）、経歴公報の掲載申請用紙（衆令八七ノ四一）等が交付されます。郵便葉書は、都道府縣廳所在地の指定郵便局で交付されますから、立候補の届出の際交付を受けておくことが便利でしょう。

## 二 立候補の制限



(イ) 二重立候補の禁止 (衆法六七四)

一の選挙区において立候補の届出をした者は他の選挙区において議員候補者の届出をし又はその推薦届出を承諾することはできないことになっていました。

(ロ) 議員候補者となることができない者

(1) 覺書該當者 昭和二十二年勅令第一號第六條第一項の規定により、公選による公職の候補者となることができません。

(2) 衆議院議員と兼ねることのできない國又は地方公共團體の公務員 (國家公務員法第二條第四項にいう職員 (一般職に屬するすべての職を占める者) は、公選による公職の候補者となることができません (國家公務員法一〇二條) が、法律の定めるところにより衆議院議員と兼ねることのできない公務員も衆議院議員の候補者となることができないこととなりました (衆法六七四)。この兼職禁止を定める法律としては、憲法や國會法などがあります。

(参考)

憲法第四十八條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

國會法第三十九條 議員は、内閣總理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官、各省次官 (國家行政組織法施行の日までは政務次官) 及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中國又は地



方公共團體の公務員と兼ねることができない。但し、國會の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、參與その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。國家公務員法第二百二條 職員は、政黨又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はず、これらの行爲に關與してはならない。

職員は、人事委員會規則で別段の定めをした場合は、公選による公職の候補者となることができない。

法律又は人事委員會規則で定めた職員は、政黨その他の政治的團體の役員となることができない。

### 三 立候補辭退

(イ) 立候補の届出をした者は、選挙長に届出をしないと議員候補者たることを辭することができないことになっています(衆法六七VII)。

辭退届は、文書でこれをしてしなければならないのであつて、その書式は次の通りです(衆令四九II、衆則六)。



衆議院議員候補者辭退届

議員候補者 氏 名

事 由 昭和何年何月何日何々ノ爲被選舉權ヲ有セザルニ至リタリ

右辭退届出候也

昭和何年何月何日

議員候補者 氏

名 印

選挙長 氏 名 宛

事由は、被選舉權を有しなくなつたため議員候補者たることを辭する場合に限り記載すべきものでその他の場合には不要です。

(ロ) 議員候補者の公務員就職 (衆法六七Ⅷ)

立候補の届出をした後において議員候補者が衆議院議員と兼ねることのできない國又は地方公共團體の公務員となつたときは議員候補者を辭退したものと看做されます (衆法六七Ⅷ) が、この場合にも議員候補者は、直ちにその旨を選挙長に届け出なければなりません (衆令五〇Ⅷ)。



届出の書式は、衆議院議員候補者辭退届に準じて作成することになっていました。

#### 四 立候補に伴うその他の届出

立候補の届出の方法については、右に述べましたが、議員候補者となつたことに伴い當然必要となつてくるその他の手續の中、立候補の届出と相前後してしなければならぬものを便宜上まとめてここに説明します。

##### (イ) 出納責任者の選任及び届出

議員候補者の選挙運動費用の收支について一切の責任を負うべき人は、嘗ては選挙事務長と呼ばれていましたが、政治資金規正法によつて出納責任者と改められました。立候補準備のために要する支出並びに議員候補者又は出納責任者と意思を通じないでする電話による選挙運動のために要する支出を除く外、選挙運動に關する支出は、出納責任者でなければこれをすることができないことになっていましたから(規法二六一)、立候補の届出をした人は、直ちに出納責任者の届出を都道府縣の選挙管理委員会にしなければなりません。

出納責任者に關する届出をしないで議員候補者又は推薦届出者が寄附を受けたり、出納責任者



が支出させたり、寄附を受けると三年以下の禁錮又は千圓以上五萬圓以下の罰金に處せられます  
(規法二三、三九)。

(1) 出納責任者の選任

出納責任者は、選挙運動に關する收入及び支出の責任者として、後述のように重要な責任を有するのであつて、これに人を得ないと、議員候補者の當選が政治資金規正法第四十五條の規定によつて無効になつたり、選挙運動費用の法定制限額を超過することとなつて、衆議院議員選挙法第一百條の規定により當選無効とされることがあります。但し、議員候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者(推薦届出者が數人あるときはその代表者)が候補者の承認を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることもできます(規法一九一)。

なお、政治資金規正法により、出納責任者の選任者は、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならないことになりました(規法一九二)。これは議員候補者と出納責任者との間の内部的な取り決めで、議員候補者の財産保護のための規定と解されます。

(2) 出納責任者の解任

議員候補者は文書で通知することにより、出納責任者を解任することができます。出納責任者



を選任した推薦届出者もまた解任することができますが、この場合には、議員候補者の承諾を得なければなりません（規法二〇一）。

(3) 出納責任者の辭任

出納責任者は、文書で議員候補者及び選任者に通知することにより、辭任することができます（規法二〇二）。

(4) 出納責任者に關する届出

(一) 選任の届出

A 出納責任者の選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）は、直ちに文書で出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに議員候補者の氏名を都道府縣の選舉管理委員會に届け出ること。

B 推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、前項の届出には、更にその選任につき議員候補者の承諾を得たことを證すべき書面（推薦届出者が數人あるときは併せてその代表者たることを證すべき書面）を添附すること（規法一九四）。

(二) 異動届出

出納責任者に異動があつた場合には、出納責任者の選任者は、文書で都道府縣の選舉管理委



員會に届け出ること。

この届出書には、更に解任の通知又は解任の通知のあつたことを證明すべき書面を添附し、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合においては併せてその解任について議員候補者の承諾のあつたことを證明すべき書面を添附しなければならないこと（規法二一）。これらの届出は、文書でしなければなりません。様式は法定されておらず、適宜で差しつかえありません。

(5) 出納責任者の職務の代行及びその届出

出納責任者に事故があるとき、又は出納責任者が欠けたときは、これを選任した議員候補者又は推薦届出者が代つてその職務を行うことになつていますが、この場合推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となつた者も含む。）にも事故があるとき又はその者も欠けた場合には、候補者が代つて出納責任者の職務を行わなければなりません。この場合にも文書で都道府縣の選挙管理委員会に届出をしなければなりません（規法二二）。

(ロ) 開票立會人及び選挙立會人の届出

議員候補者は、各開票区における選挙人名簿に記載された者の中から本人の承諾を得て開票立會人たるべき者一人を定め選挙の期日前三日までに開票管理者に、各選挙区における選挙人名簿



に記載された者の中から本人の承諾を得て選挙立会人たるべき者一人を定め選挙の期日前三日までに選挙長に届け出ることができず（衆法四七、六一）。

この場合同一の政黨その他の團體に屬する議員候補者の届出にかかる者は、三人以上開票立会人（選挙立会人）となることができず、また議員候補者自身も開票立会人（選挙立会人）となることのできないことになりました（衆法四七、六一）。

開票立会人（選挙立会人）タルべき者ノ届

立会人タルべき者 氏 名

住 所 郡（何道府縣）何郡（市）何町（村）大字何（町）何番地

生年月日 何年何月何日

選 舉 昭和何年何月何日執行ノ衆議院議員選挙

右別紙本人ノ承諾書相添届出候也

昭和何年何月何日

議員候補者 黨派 氏

名 印



開票管理者（選挙長）氏 名宛

開票立會人（選挙立會人）承諾書

昭和何年何月何日執行ノ衆議院議員選挙ニ於ケル開票立會人（選挙立會人）タルベキコトヲ承諾候也

昭和何年何月何日

都（何道府縣）何郡（市）何町（村）大字何（町）何番地

議員候補者 氏 名宛

（ハ）選挙事務所の届出

選挙事務所は、議員候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）でなければ設置することができないことになっており、設置したとき又はその異動があつたときは、直ちに文書で、都道府縣の選挙管理委員会に届け出なければなりません（衆法八九）。設置の届出に



は、選挙事務所所在地、設置年月日及び議員候補者の氏名を、異動の届出には、新舊所在地、異動年月日及び議員候補者の氏名を記載し、推薦届出者が設置した場合には、その設置について議員候補者の承諾を得たことを證すべき書面を、推薦届出者が数人あるときは更にその代表者たることを證すべき書面を添附しなければなりません（衆令五五）。

交通困難等の情况ある選挙区で選挙事務所を五箇所まで設置することのできるもの及び選挙事務所の数、次の通りです。

（昭和二十三年全国選挙管理委員会規則第一號）

衆議院議員選挙法施行令第五十七條第二項の規定により選挙事務所を五箇所まで設置することのできる選挙区及び選挙事務所の数、次のように定める。

選挙区	選挙事務所の数	選挙区	選挙事務所の数
京都府 第二区	二箇所	新潟縣 第一区	二箇所
兵庫縣 第二区	二箇所	新潟縣 第三区	二箇所
兵庫縣 第五区	二箇所	新潟縣 第四区	二箇所
長崎縣 第一区	二箇所	三重縣 第二区	二箇所
長崎縣 第二区	三箇所	滋賀縣	二箇所



岐阜縣	第一區	二箇所	德島縣	二箇所	
	第二區	二箇所	高知縣	二箇所	
長野縣	第四區	二箇所	佐賀縣	二箇所	
福島縣	第二區	二箇所	熊本縣	第二區	二箇所
	第一區	二箇所	鹿兒島縣	第三區	二箇所
岩手縣	第二區	二箇所		第一區	二箇所
	第一區	二箇所		第二區	二箇所
青森縣	第一區	二箇所	北海道	第三區	二箇所
石川縣	第二區	二箇所		第四區	二箇所
島根縣		二箇所		第五區	三箇所
香川縣	第一區	二箇所			

(ニ) 過去一年間にした寄附の報告

議員候補者は、選挙の期日の公示又は告示の日前一年間にしたすべての寄附について、寄附を受けた者の氏名(團體にあつては名稱)寄附の金額及び年月日を記載した報告書を立候補の届出後七日以内に都道府縣の選挙管理委員会に提出しなければならぬことになっています(規程三五)。



### 第三 選舉運動及び選舉公營

#### 概 説

第二國會で選舉運動等の臨時特例に関する法律が制定され、次の總選舉からその適用をみることになつたので、次の總選舉以後に議員候補者の選舉運動に適用される法令中主要なものを挙げれば次の通りです。

- (1) 衆議院議員選舉法第十章第十一章及び第四百四十條第四項、第五項
- (2) 衆議院議員選舉法施行令第八章、第十二章及び第十二章ノ二
- (3) 選舉運動等の臨時特例に関する法律
- (4) 同施行令
- (5) 衆議院議員選舉運動取締規則
- (6) 政治資金規正法
- (7) 衆議院議員選舉法第二百二條第一項第一號乃至第三號の選舉運動の費用の最高額を算出する基準となるべき金額を定める命令
- (8) 全國選舉管理委員會規則第一號、第三號、第五號、第一四號、一六號、第二〇號



なお、選挙運動の文書圖画等の特例に関する法律（昭和二三法律第一六號）は、選挙運動等の臨時特例に関する法律施行後は衆議院議員の選挙には適用されないこととなつています（特法三八）。

これらの規定を綜合して、公営による選挙運動と自由な選挙運動と制限又は禁止されている選挙運動とを一覽表で示すと次の通りになります。

改正法による衆議院議員選挙運動等の一覽

公営による選挙運動	自由な選挙運動	禁止される選挙運動
<p>一、言論による運動</p> <p>1 立會演說會 市及び都道府縣の選挙管理委員會が指定する町村において行う 定められた日時、會場及び順序による 回数は一入概ね三十乃至四十回、演說者は候補者又は</p>	<p>1 街頭演說會 候補者が現在する場合に限る。</p> <p>2 特に禁止された運動以外の運動 例（1）政黨代表のするラジオによる政見放送 （2）個々面接、挨拶行爲</p>	<p>1 公営による演說會、候補者が現在する街頭演說會以外のすべての演說會</p> <p>2 選挙當日における運動</p> <p>3 特定の候補者の氏名又は政黨その他の團體の名稱の連呼、但し演說會告知のため認められたものはこの</p>



1 経歴公報の発行	二、文書による運動（文書圖画の掲示及び頒布）	<p>その代理人のみに限り、應援辯士を認めない</p> <p>2 個人演説會 市町村の選舉管理委員會の指定する施設を利用して開催すること 一人三十回以内 代理及び應援辯士を認める</p> <p>3 ラジオ放送 (1) ニュースとしての放送 (候補者一人について概ね十回) (2) 候補者がする放送 (一人三回以内)</p>	(3) 電話による運動
1 街頭演説會においてその	1 公營によるもの及び個人	4 限りでない 氣勢を張る行爲	



選挙の期日前三日までに各  
世帯ごとに配付する

2 氏名表の配付

候補者の氏名、党派別を記  
載した文書を世帯ごとに配  
付する

3 氏名等の掲示

一投票区ごとに三箇所乃至  
五箇所

4 新聞廣告

候補者一回

政黨その他の政治團體一回

5 立會演說會及び個人演說

會の告知等のための張札の  
掲示

立會演說會

一市町村二十箇所以上

個人演說會

場所においてその時間中に  
限り掲示する立札及びちよ  
うちん（枚數、大きさ、記

載事項とも制限なし）

2 選挙運動のために使用す  
ることを許された自動車、

擴聲機及び船舶に掲示する  
張札、立札及びちようちん

（枚數、大きさとも制限な  
し）

3 選挙事務所を表示するた  
めはその場所において掲示

する張札、立札、ちようち  
ん及び看板の類（枚數、大

きさとも制限なし）

4 1及び2の文書を多數の  
者に回覽させること

の自由に認められたもの以  
外の文書圖画の掲示又は頒

布、著述演藝等の廣告その  
他の名義を以てする文書圖

画の頒布又は禁止

2 選挙の當日における文書  
圖画の掲示又は頒布（公營  
によるものを除く）



<p>市町村十箇所</p> <p>6 立會演說會及び個人演說會の會場の表示及び會場内の張札</p> <p>7 選舉事務の連絡のための無料葉書及び無料書狀千枚</p>	<p>1 交通機關の無料使用 國鐵、私鐵、バス等通じて一五枚のバスによる</p>
	<p>1 自動車一台、擴聲機一揃及び船舶一隻 證明書を携帯して選舉用の表示をすること</p>
	<p>1 飲食物を提供し又はその提供を受けること(湯茶を除く)</p> <p>2 使用を認められた自動車擴聲機及び船舶を二台、二揃又は二隻以上使用すること</p>

一 言論による選舉運動

言論による選舉運動中の、立會演說會、個人演說會及びラジオ放送は、公營によつて行われ、



街頭演説會、個個面接、電話による選舉運動等は、概ね自由であり、その他の選舉演説會や氏名連呼等が一切禁止又は制限されています。

◇公營されるもの

(イ) 立會演説會

(1) 政黨代表者の意見を聴くこと 立會演説會を開催すべき豫定の日時、會場並びに一回の立會演説會において演説をすることのできる議員候補者の數及び演説の時間を決定するに當つては都道府縣の区域内に主たる事務所を有する政黨又は政黨の支部で、最近に行われた總選舉において衆議院に議席を有したものの代表者一人の參集を求めて意見を聴くことになつています(特法四頁)。どういふ順序で、いつ立會演説會が行われるかは議員候補者にとつて重大なことです。代表者にあらかじめ希望を述べておくことがよいでしょう。但し都道府縣の選舉管理委員會は、それ自體合議制の機關として公正な選舉執行機關たることを使命としているものです。最後の決定権は、委員會に與えられています。政黨代表の參集すべき期日は都道府縣の選舉管理委員會が指定します(特法四頁)。

(2) 立會演説會を開催すべき豫定の日時、會場並びに一回の立會演説會において演説することの出来る議員候補者の數及び演説時間の告示 選舉の期日の公示又は告示の日から三日以内に



告示されることになっております(特法四一)。

(3) 立會演説會へ加わろうとする届出

(一) 資格 議員候補者でなければ、参加の届出をすることができません。

(二) 届出 都道府縣の選舉管理委員會が指定する期日までに届け出なければなりません。

この届出は個々の立會演説會に對する参加の意思表示でわなく、立會演説會全體に對する参加の申込で、最初に指定された期日までに届出をしないときは爾後立會演説會に加わることができなくなります。ただこの期日後に立候補の届出をした者だけは、都道府縣の選舉管理委員會の定めるところにより、途中から参加することができません(特六一)。

(4) 決定の通知 立會演説會の日時、会場並びに最初に行われる立會演説會における演説の順序及び班を分けて行う場合における所屬の班は、都道府縣の選舉管理委員會が決定(順序と班とはくじで定め)し議員候補者に通知します(特法五〇)。第二日目からの演説順序は、機械的に第一日目の第二位者が第一位となり、以下順次一位ずつ繰り上げて行くことになっており、途中からの参加者も、参加第一日目は最下位で翌日からは順次一順位ずつ繰り上がることになっています(特法五〇、六)から、何日、何時ごろから自己の出演すべき時間となるかをあらかじめ計算することができます。



(5) 立會演說會の告知及び當日における演說會場の表示その他 立會演說會に關する告知や當日の會場の表示その他の施設は、すべて開催の主體である市(區)町村の選舉管理委員會が行うことになつていて、議員候補者や推薦届出者等は一切これらのことを行うことができません(特法七)。

(6) 演說者 立會演說會において演說をすることができるのは、議員候補者のみに限られ、應援演說は一切認められません。ただ議員候補者が演說をすることができない場合に限つて、代理人一人の演說が認められますが、代理人による立會演說の回数は、總回数の五分の一を超えてはならないことになつています(特法三)。

(7) 立會演說會については、この外に都道府縣選舉管理委員會の定めた立會演說會規程に詳細な規定が設けられていますから、これを参照するようにして下さい。

(ロ) 個人演說會

開催の主體は、立會演說會と異り議員候補者ですが、個人演說會に使用することのできる会場は市(區)町村の選舉管理委員會の指定する學校その他の施設に限られ、個人演說會の告知及び會場の設備並びに當日における會場の表示等は市(區)町村の選舉管理委員會が行うことになつています。なお、衆議院議員選舉法第四十條第二項及び第三項の規定は、選舉運動等の臨時特



例に關する法律が効力を有する間効力が停止されています。

(1) 届出 個人演説會を開催しようとする議員候補者は、開催しようとする日の五日前までに使用しようとする施設、開催しようとする日時、議員候補者の氏名及び黨派別を、あらかじめ都道府縣の選舉管理委員會が交付した届出用紙によつて届出なければなりません(特法二一、特令二一)。届出先は使用しようとする施設の存在する市(區)町村の選舉管理委員會で、一の施設を更に二回以上使用しようとするときは、各議員候補者の機會均等を圖るため、あらかじめ一括して届出をすることが許されず、各回ごとに届出をしなければならないことになっています(特令二二)。

(2) 決定 立會演説會が開催される當日には、當該市町村では個人演説會を開催することができないことになつていたので(特法一〇二)その日に個人演説會を開催しようとする届出があつたときは、市(區)町村の選舉管理委員會は、直ちに開催できない旨を議員候補者に通知します(特令三二)。また、同一施設を同一日時に使用しようとする者が二人以上あるときには、あとから届出をした者、届出の到達が同時である場合には既に使用した度数の多い者、度数もまた同じである場合には市(區)町村の選舉管理委員會がくじで定めた者は、個人演説會を開催することができませんから(特令三一)、この場合にも、市(區)町村の選舉管理委員會



は直ちにその旨を議員候補者に通知します（特令三二）。このようにして個人演説會を開催する場所及び日時が決定した後においても、當該施設が、學校にあつては授業又は諸行事、その他のものにあつては業務又は諸行事に支障がある場合には、個人演説會を開催することができないとされており、管理者からの通知に基づいてその旨市（區）町村の選舉管理委員會から議員候補者に通知されます（特令五七）。これらの通知があつた場合には、他の施設に對して届出をするか、別の日時について届出をしなければなりません。

（3）回数 個人演説會を開催することのできる回数は三十回に限られ、一旦届出をしてそれが決定した以上は、たとい議員候補者の都合で個人演説會を開催しなくても一回として計算されます。ただ全國選舉管理委員會規則第二四號で指定された交通至難の區域では五回以内において都道府縣の選舉管理委員會の定める回数に限り上記三十回の外に個人演説會を開催することができますことになっています（特令一四）。ここに五回以内の回数とは、一選舉區を通じて計算するのであつて、指定された市町村ごとにそれぞれ定められた回数を開催することができるという意味ではありません。

（4）個人演説會の告知及び當日における演説會場の表示その他 個人演説會に關する公營の第一として、市（區）町村の選舉管理委員會は、個人演説會を開催すべき期日前二日までに、個



人演説會の日時、會場並びに演説を行うべき議員候補者の氏名及び黨派別を揭示し、且つ個人演説會開催の當日、會場の表示及び會場における議員候補者の氏名、黨派別の揭示を行い、議員候補者その他選挙運動者は、一時的の掲示を行うことができません。ただ個人演説會場の入口その他において、開催の一時間前から、個人演説會が開催される旨を告知するため選挙人に呼びかけることは差しつかえありません（特法一二二、二四一但）。

(5) 演説會開催に必要な設備 個人演説會に關する公營の第二として、全國選挙管理委員會規則第二二號で定める基準經費の範囲内で、市(區)町村の選挙管理委員會の承認を得て管理者が設備の程度を定め、あらかじめ告示することになっていますから、その程度の設備では不十分であると考ふる議員候補者は、自費を以て擴聲機、椅子その他必要な設備を持ち込むことができることになっています(特令八一四V)。また、個人演説會に使用する設備を損傷したときは、議員候補者において原状回復又は損害賠償をしなければなりませんから注意を要します(特令八VI)。

(6) 演説者 個人演説會においては、立會演説會と異り、議員候補者以外の者も演説をすることができるとなっており(特法一一)、議員候補者が出席していることは必要ではありません。



(ア) 個人演説会については、この外に市(區)町村の選挙管理委員会が必要な事項を定めることになっていきますから(特令二二)あらかじめ規程等を取り寄せて研究しておく必要があります。

(ハ) ラジオ放送

ラジオ放送には二種類あつて、その一は議員候補者の出演して行う政見放送であり、他は放送局がその責任において議員候補者の氏名、年齢、黨派別、主要な経歴等を編集して選挙の期日前二十日から選挙の期日の前日までに概ね十回放送する経歴放送です。

(一) 政見放送

(二) 登録 政見放送をする場合には、議員候補者は、昭和二十三年全国選挙管理委員会規則第 號衆議院議員放送規程の別表に掲げる所轄の放送局に出むいて、先ず登録をします。この登録は、選挙の期日の公示又は告示の日から五日以内に、この期間経過後に立候補の届出をした者は立候補の届出をした日から二日以内にしなければなりません。出頭人は議員候補者か又は議員候補者に代つて放送原稿の處理のできる代理人で、携行すべき書類は、放送原稿と議員候補者の印鑑及び候補者證明書の三種です。そこで議員候補者又は代理人は放送の日時、放送時間その他必要な事項について希望を述べ、當該放送局の決定を受けます。



(一) 細目については各放送局において決定するからこれによらなければなりません。

(2) 経歴放送 これについて議員候補者は、都道府県の選挙管理委員会の請求があるときは、五十字以内及び十字以内の略歴を提出しなければなりません。

◇自由にてきるもの

(ニ) 個別面接

戸別訪問は禁止されています(衆法九八)から、選挙人の居宅又はこれに準ずべき場所、例えば勤務先等を訪問することは許されませんが、それ以外の方法で選挙人に面會し、選挙運動をすることは可能です。但し、選挙の当日はできません(特法二四三)。

(ホ) 電話による選挙運動

選挙の当日以外は制限がありません。費用の面でも、議員候補者又は出納責任者と意思を通じてしたものは選挙運動費用に入るが、第三者が獨立に行う場合には全然制限がありません(規法二六一)。

(ハ) 街頭演説會

その場所に議員候補者が現在する間でないとは開催できない點を除いて、自由とされています。ただ「街頭」演説會の性質に反するものは、これを行うことができません(特法一四)。街頭演



説會には、立札及びちようちんを掲示することができ、その大きさにも数にも制限はありません  
(特法一四〇、二〇一)。また應援辯士の数にも制限がありません。制限は

(1) 街頭で行われるものでなければならぬということ。一般人が自由に通行することのできる道路若しくは通路の上又はそれに面した場所は、街頭といえようが、デパートの中とか工場の中庭とか私人所有の空地、私道、運行中の汽車、電車の中等は、街頭といふことができません。

(2) 議員候補者が現在すること。議員候補者自ら演説をする場合は自由ですが、第三者が應援演説をするためには、議員候補者が現在していることが必要とされています。自由な第三者運動を認めると、いきおい多額の経費を要し、「金のかからぬ選挙」の趣旨に反するといふのでこの制限が設けられたのです。従つて議員候補者が便所に行つたり、水を飲むために一時席をはずす程度は、なお現在しているものと認められます。

◇制限又は禁止されているもの

(ト) 演説會告知のためにする氏名等の連呼

選挙運動のため特定の議員候補者の氏名や政黨其の他の政治團體の名稱を連呼することは、やはり多くの勞務者を要し経費がかかりますので、次の場合に限り許されることになつています。



(特法二四一)

(1) 個人演説會の會場の入口又はその附近において、開催豫定時刻の一時前前から演説會終了までの間當該演説會を開催する議員候補者の氏名又はその者の屬する政黨其他政治團體の名稱を連呼すること。

(2) 街頭演説會の行われている場所で、演説の行われている間に限り、當該候補者の氏名又はその者の屬する政黨其他の政治團體の名稱を連呼すること。

(チ) その他の方法で行う言論による選舉運動は、一切禁止されています。

(1) 立會演説會、個人演説會及び街頭演説會以外の選舉運動のためにする演説會は、いかなる名義を以てするを問はず、これを開催することができません(特法一五)。この「演説會」は「演説」をも含む廣い觀念と解されていますから、注意を要します。

(2) 學校の兒童、生徒及び學生で年齢廿年未滿のものに對する特殊の關係のある地位を利用して選舉運動をすることが禁止されていることは、従前通りです(衆法九六)。

(3) 個別訪問も従前通り禁止されています(衆法九八)。

二 文書圖畫による選舉運動



文書圖畫による選挙運動は、従来に比較して甚しく制限されることとなり、立會演説會及び個人演説會の告知のため必要な張札、立札の類をはじめ、新聞廣告も公營で行われることになり、二萬枚を認められていた無料葉書も一千枚の無料郵便葉書及び無封書狀に制限されることとなりました。経歴公報及び氏名等の掲示は、ほゞ従来通りですが、この外にあらたに氏名表の配付が制度化されました。

◇公營されるもの

(イ) 新聞廣告(特法一八)

(1) 回数及び大きさ

議員候補者一回、政黨その他の政治團體又はその支部が一回、合計二回に限られます。推薦又は後援團體がいくら多數あつても、新聞廣告は議員候補者その他の團體各一回しかできません。新聞廣告のできる新聞は、都道府縣の選挙管理委員會が一選挙区ごとに指定する一つの日新聞に限られます。廣告の寸法は、やはり都道府縣の選挙管理委員會が定めますが、議員候補者五人を立てゝいる政黨その他の政治團體又はその支部にあつては單位寸法の五倍の大きさの廣告ができる點だけが従来と異つています。

(2) 廣告の内容



内容については、選挙に關するものであれば何でも希望する事項を掲載することができるから挨拶文でも推薦文でもさしつかえなく、或いは演説會告知のために利用してもよいのです。

(3) 配達上の制限

廣告の掲載されている新聞紙の配達、販賣について、特別に勞務者を雇つたり又は政黨や組合や團體の構成員が直接に配達する等通常の方法で新聞販賣業者が頒布する以外の頒布行為は禁止されています。

(4) その他

右の手續による新聞廣告以外には新聞廣告はできませんし、回数や寸法の規定に違反した廣告をした者は、處罰されます(特法三二五、六)。また機關紙や團體のニュースその他のものを選挙運動に使用することもできません(特法一九、三二六)。

(ロ) 郵便葉書及び無封書狀

従前二萬枚認められていた無料葉書は、郵便葉書、無封書狀を通じて一千枚に減少されました。

但し、葉書は無料で交付され、頒布ともに無料で行われます。

(1) 使途の制限

選挙事務所の設置、立會人の依頼、演説會に關し必要な連絡その他選挙事務の連絡のため以



外に使用することはできないこととなりました（特法一九一）。

(2) 入手手続

無料葉書及び無封書状に対する選挙事務用なる旨の表示は逓信省において發行する證紙（衆  
郵則二）を貼附することによりこれを行い、この證紙は選挙長を通じて議員候補者一人につ  
き千枚宛交付されます。無料葉書を使用する場合には、別に告示になつた所屬の郵便官署に  
出張して證紙と引換に通常葉書を無償で受領することになります。この葉書には證紙を貼付  
する代りにその郵便官署において、所定（衆郵則三）の表示をします。無封書状を使用する  
場合には、自分で作成した書状に右の證紙を貼付します。議員候補はこれらの無料葉書及び  
無封書状の表面の右下隅に朱色の斜線を表示して投函するか、又は郵便局に差し出せばよい  
わけです。なお詳細については、衆議院議員選挙事務用無料郵便物取扱規則を参照して  
下さい。

(ハ) 経歴公報

昭和二十二年四月選挙には、世帯ごとに配付されませんでした。今回は配付されます。その  
他従前通りで、掲載を受けようとする議員候補者は、都道府県の選挙管理委員会が指定する期日  
までにその掲載文を具し、文書を以て都道府県の選挙管理委員口に申請をしなければなりません。



(衆令八七ノ四一)。

掲載文は、字数二百字を超えてはならない(衆令八七ノ四二)。句讀點とか振假名は二百字に

算入しないが、超過部分は削除されますから注意を要します(衆令八七ノ五二)。

(ニ) 氏名表の配付及び氏名等の掲示

議員候補者から掲載文その他の提出は必要でなく、都道府縣又は市町村の選挙管理委員会が職

権により行います(衆令八七ノ一〇、八七ノ一一―八七ノ一五)。

(ホ) 立會演説會及び個人演説會を開催すべき日時及び會場並びに演説を行うべき議員候補者の

氏名及び黨派別の掲示(特法七一、一二二)。

(ロ) 立會演説會及び個人演説會開催の當日における演説會場の表示並びに演説會場における議

員候補者の氏名及び黨派別の掲示(特法七二、一二三)。

(ホ) 及び(ロ)は、市町村の選挙管理委員会が行うのであつて、それ以外の者は、することができない

◆自由にてきるもの

(ト) 街頭演説會のためにその場所において使用する立札及びちようちんの大きさ、數量及び記載

街頭演説會が行われている間その場所に掲示する立札及びちようちんの大きさ、數量及び記載



事項には、なんら制限がありません。また、この立札及びちようちんは、單に掲示するばかりでなく、回覧することもできます(特法一九但、二〇一)。但し、表面に、掲示者の住所氏名を記載しなければなりません(取締二)。

(チ)自動車、擴張機又は船舶に使用する張札、立札及びちようちん

「選挙用」として所定の表示をしている自動車、擴張機及び船舶に掲示する張札、立札及びちようちんの大きさ、数量にはなんら制限がありません(特法二〇二)。記載事項は「議員候補者の氏名、黨派別等」に限られます(特法二二V)。但し、掲示者の住所氏名を記載しなければならないことは(ト)と同様です(取締二)。

(リ)選挙事務所を表示するためその場所において使用する張札、立札、ちようちん及び看板の類

その場所において使用するものである限り、その大きさ及び数量には制限がありません(特法二〇三)。記載事項は、衆議院議員選挙運動取締規則によつて選挙事務所の表示、議員候補者の氏名(身分職業を含む)、及びこれを推薦する政治結社の外記載することができません(五)。

◇制限又は禁止されているもの

(ヌ)文書圖画の頒布、回覧



上述の選挙運動のためには廣告を掲載した新聞、無料郵便葉書及び無封書状一千枚、経歴公報並びに氏名表の外は、一切頒布することができません。また選挙運動のために使用する回覧板その他の文書圖画又はブラカードを含む看板の類を、多数の者に回覧させることも、頒布行為に準ずるものとして禁止されています（特法一九）。この禁止を免れるための脱法行為も禁止されていて、何人も選挙運動の期間中は、著述、演藝等の廣告その他いかなる名義を以てするを問わず、主として議員候補者の氏名、政黨その他の政治團體の名稱又は議員候補者を推薦し支持し若しくは反對する者の名を表示する文書圖画等を頒布し、又は掲示することはできず、選挙運動の期間前に掲示したもので、選挙管理委員會から撤去を命ぜられることになっています（特法二一）

(6)

(ル) 文書圖画の掲示  
今回選挙のために使用する張札（従前は一千枚）すなわちポスターの掲示が禁止されることとなり、選挙運動のために掲示されるものは、公營によつて行われる氏名等の掲示（衆令八七ノ一）一、立會演説會及び個人演説會の告知及び當日の會場等の表示以外は、前述（ト）一（リ）に掲げるものみに限られることとなりました（特法二〇）。

### 三 その他の方法による選挙運動



◆公營されるもの

(イ) 特殊乗車券の交付

従前は、有料であつたが今回からは、無料とされたもので、十五枚の特殊乗車券の交付を受けることができます(特法二五)。

(1) 有効期間

立候補の届出が受理された後でないに交付を受けることができませんから、議員候補者の死亡とか辞退のない場合には、交付を受けた後から選挙の期日の前日までです。

(2) 交通機関の範囲

國有鐵道、國營自動車、地方鐵道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関に限られます。

(3) 乗車券入手手續

(一) 立候補の届出を提出した際に議員候補者旅客運賃後拂證十五枚を都道府縣の選挙管理委員会から受領します。

(二) 次にこの證明書を、利用しようとする交通機関の出札所に提示して、十五枚以内で議員候補者の欲する枚数の特殊乗車券を無料で受領するのです。なお詳細は、運輸省告示第



三百二十號を参照して下さい。

(ロ) 燃料のあつせん

ガソリン、木炭その他自動車用燃料について、國又は地方公共團體が配給又は交付のあつせんをすることになっております。(特法二六)が、現下の燃料事情の下においては、多くを望むことはできませんから、關係機關へ確めて、自動車等の使用計畫をして下さい。全國選舉管理委員會及び都道府縣の選舉管理委員會は、配給の計畫その他について資料を提供するだけで、あつせん機關ではありません。

◇制限又は禁止されるもの

(ハ) 飲食物の提供

當選を得若しくは得しめ又は得しめない目的で選舉人又は選舉運動者に對して饗應接待をすることは單なる申込又は約束にすぎない場合でも衆議院議員選舉法第百十二條により犯罪として處罰されますが、社會通念上適當と思われるものに限り一定の範囲内で默認される例であつたが今回の選舉運動等の臨時特例に關する法律は、「金のかからぬ選舉」を一つの理想として、湯茶を除く一切の飲食物の提供及び提供を受ける行爲を嚴重に取締ることとしましたから注意を要します。



(ニ) 自動車、擴聲機及び船舶の使用

飲食物と並んで選挙運動費用中主要な部分を占めているのは、交通費、特に自動車の借上料及び燃料代とされてきましたので今回は、これらについても制限を加えて、各議員候補者について自動車一台、擴聲機一揃、船舶一隻の外は、選挙運動のために使用することができないこととされています(特法二七)。これらのものは、選挙運動期間を通じて同一のものであることを要しないが同時に使用することのできるのは各一に限られ、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会が交付する證明書を常時携帯し、都道府県の選挙管理委員会が定める一定の表示をしておかなければなりません(特法二二・三・七)。

なお、トラックは、原則として、乗用に使用することが禁止されている(道路交通取締令三六)が、緊急止むを得ない場合は出發地警察署長の許可を受けて一時乗用に使用することができるとなっていますから、選挙運動のために使用しようとする場合にはこの手續を採ることが必要です。自転車や馬そり等その他の交通機關を使用することは、なんら制限されていません。(ホ) 氣勢を張る行爲

選挙に關し、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往來する等氣勢を張る行爲が禁止されています(特法二四)。



#### 第四 選舉運動費用及び政治資金規正法に よる費用の届出等

選舉に金の伴うことは、古今東西を通じて變らないところですが、そこに選舉の腐敗を招くおそれも大きく、選舉と政治との民主化を妨げる大きな障碍ともなりますので、金のかからぬ選舉、公正明らかな選舉の實現には、内外の視聽が注がれているわけで、その成否は、わが國が再び國際社會へ登場することができるか否かの岐路ともなつていゝといえます。政治資金規正法の制定によつて、選舉運動費用に關する規定は、衆議院議員選舉法第十一章と政治資金規正法との二つの法律に分れて規定されることとなりましたから、注意を要します。

##### 一 選舉運動費用の法定制限額

各議員候補者の選舉運動の費用は、當該選舉區の議員の定數を以て選舉人名簿確定の日においてこれに記載された者の總數を除して得た者に一圓（従來は六十錢）を乗じて得た額を超えることができません（衆法一〇二一）。従來は全國平均約五萬二千圓でしたが、今回八萬七千圓に改められました。各選舉區における選舉運動費用の最高額は、都道府縣の選舉管理委員會が選舉の



期日の公示又は告示後直ちに告示することになっていきますから、それによつて承知して下さい。この額を超えて支出をすると、選挙人又は他の議員候補者から訴えられ、當選が無効になります（衆法一一〇、八四一）。この場合次に掲げる費用は、選挙運動の費用でないものとみなされま

す（衆法一〇四、特法二二六）。

(イ) 議員候補者が乗用する船車馬等のために要した費用。

(ロ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した費用。

(ハ) 議員候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した費用以外のもの。

(ニ) 立候補準備のために要した費用にして、議員候補者若しくは出納責任者となりたる者の支出した費用又はその者と意思を通じて支出した費用以外のもの。

(ホ) 選挙運動等に關し、支拂う國又は地方公共團體の租税又は手数料。

(ヘ) 選挙運動等の臨時特例に關する法律第二十二條第六號の規定による自動車を使用するた

めに要した費用。

(ト) 供託金及び公營分擔金として供託又は納付した五萬圓（ハ）及び（ニ）の適用については、第三者の支出する費用にして自筆の推薦狀又は電話による選挙運動のために要する費用以外のものは、議員候補者又は出納責任者と意思を通じないでなした支出費用と雖もこれを



その者と意思を通じて支出した選挙運動の費用とみなされます（規法二六）。

## 二 寄附の禁止

(イ) 議員候補者は、選挙に關し寄附をしてはならないことになりました。但し、その屬する政黨、協會その他の團體又はその支部に對し寄附をする場合及びその選挙區以外の區域に在る者に對し寄附をすることはさしつかえありません（規法三五―一）。

(ロ) 國と請負その他特別の利益を伴う契約の當事者となつてゐるものから選挙に關し寄附を勧誘し又は要求し若しくは受けてはならないことになりました（規法三五―二、三六）。

(ハ) 昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令）第三條にいう覺書該當者から、選挙に關し寄附を勧誘し又は要求し若しくは受けてはならないことになりました（規法三五―三、三六）。

(ニ) 外國人、外國法人及び外國の團體から選挙に關し寄附を受けてはならないことになりました（規法三六―一）。

(ホ) 選挙に關し他人名義の寄附及び匿名の寄附をし、又はこれを受けてはならないことになりました（規法三七）。



(ハ)その他衆議院議員選挙法第百十一條乃至第百二十七條に掲げるような行爲をしてはなりません。選挙事務所の届出をしなかつたり(衆法一三三、八九〇)。選挙事務所を定められた以上設置したり、休憩所その他これに類する設備を設けたり、選挙の當日投票所を設けた場所の入口から三町以内の區域に選挙事務所を設けたり、議員候補者又は推薦届出者(數人あるときはその代表者)以外の者が選挙事務所を設けることは、すべて禁止されています(衆法二二九—二三二、八九—九二、九四)。

なお、選挙の當日には、一切選挙運動をすることができないことになつた點に御注意下さい(特法二四三)。

なお、今までも選挙の期日後において當選又は落選に關し、選挙人に挨拶する目的で一定の行爲をすることが禁止されていましたが、今回議員候補者一人につき二百枚を限り認められていた張札の貼付又は掲示及び當選に關する答禮のため當選人の氏名又は政黨その他の團體の名稱を連呼することが、あらたに禁止されることになりました(衆法一〇〇ノ二、一三三、一三七)。

### 三 出納責任者の職務の内容



出納責任者の選任、解任、解任及び職務の代行並びにそれらの届出については、立候補の届出と同時にしなければならぬものが多いので、第二の四において述べましたが、このようにして選任された出納責任者の職務権限について、ここに解説します。出納責任者には、政治資金規正法によつていろいろの義務が課せられていて、違反の性質によつては、議員候補者の當選が無効とされる場合もありますから、専任者を選ぶ場合にも、議員候補者又は推薦届出者がこれに當る場合にも、關係法規をよく研究して違反のないようにして下さい。

(イ) 議員候補者の選挙運動に關する支出は、出納責任者又はその職務代行者の外は、これを行うことができないこととされていますが左の場合は、この限りではありません(規法二六一)。

(1) 立候補準備のために要する支出

(2) 第三者が議員候補者又は出納責任者と意思を通じないで電話による選挙運動に要する支出

(3) 出納責任者の文書による承諾を得た者がその承諾を得た範囲内においてする支出

(ロ) 會計帳簿の作成及び記帳

次に掲げる様式で、収入簿及び支出簿を作成し、議員候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされたものを含むすべての選挙運動に關する寄附及びその他の収入並びに支出を



記載しなければなりません（規法二四）。

(1) 収入簿

月 日	金額又は積種	別	寄附をした者 住所又は主たる氏名又は 事務所所在地團體名職 業	金額以外の寄 附及びその他寄 附の収入の見積備 の根拠	考
合計					

(備考)

- (一) この帳簿には選挙運動に關するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- (二) 債務の免除、保證、その他の金錢以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時價に見積つて記載するものとする。
- (三) 「種別」欄には、寄附金、借入金等の區別、員數等を記載するものとする。
- (四) 寄附及びその他の収入が金錢以外のものであるときは、「金額以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄にその員數、金額見積の根拠等を記載するものとする。



- (五) 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付の約束については、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- (六) 前各號に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することを妨げない。
- (七) 帳簿は、横書としても差しつかえない。

(2) 支出簿

月日	金額又は見積		支出の目的	支出を受けた者 住所又は主たる氏名又は 事務所所在地團體名職業	支出者の氏名 見積の根拠	金銭以外の支出の備考
	金銭支出 の支出合計	金銭以外 の支出合計				
	..... 圓	..... 圓				
	..... 圓	..... 圓				
	..... 圓	..... 圓				
合計						



(備考)

- (一) この帳簿には、選挙運動に關するすべての支出を記載するものとする。
- (二) 帳簿には、(1) 立候補準備のために支出した費用 (2) 出納責任者の支出した費用 (3) 候補者の支出した費用 (4) 候補者又は出納責任者でない者の支出した費用の四科目の口座を設けて(又は、各々分冊して)記載し、更にその口座ごとに費用の區別に従い(1) 報酬 (2) 家屋賃 (イ) 選挙事務所費 (ロ) 集合會場費等 (3) 通信費 (4) 船車馬賃 (5) 印刷費 (6) 廣告費 (7) 筆墨紙費 (8) 宿泊費 (9) 飲食物費 (10) 雜費の十科目の口座を設けて記載するものとする。
- (三) 金錢の支出をしたときは、「金錢又は見積」欄中「金錢支出」の欄にその支出の金額を記載し、財産上の義務を負擔し又は建物、船車馬、飲食物その他の金錢以外の財産上の利益を使用し若しくは費消したときは、「金錢又は見積」欄中「金錢以外の支出」の欄にその義務又は利益を時價に見積つた金額を記載しその都度併せて合計を記載するものとする。
- (四) 「支出の目的」の欄には、支出の目的、種別、員數等を明記するものとし、種別としては「何何代金」、「謝金」、「旅費」、「家屋贈與」、「債務引受」等の別を記載するものとする。



(五) 支出が金銭以外のものであるときは「金銭以外の支出の見積の根拠」欄に、その員数、金額見積の根拠等を記載するものとする。

(六) 支出の中金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付の約束については、その旨、並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。

(七) 前各號に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することを妨げない。

(八) 帳簿は、横書としても差しつかえない。

(九) なお、會計帳簿の調製については、衆議院議員選挙運動等取締規則その他従前の關係規定により調製した帳簿があるときは、右に掲げた様式に適合するように訂正してこれを使用することができるとなっています(全選規則一四號)。

(ハ) 立候補準備のために要した費用の精算

立候補準備のために要した支出で、議員候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者は直ちに議員候補者又は支出者について精算をし、會計帳簿に記載しなければなりません(規法二六〇)。

(ニ) 明細書の徴収